

届出後、届出事項の変更がある場合の手続き

「特殊用塩特定販売業届出書」に記載し届け出た内容のうち、下記①、②、⑤の事項に変更があった場合は遅滞なく、③、④の事項を変更しようとするときはあらかじめ、税関長に届け出なければなりません。

「特殊用塩特定販売業変更届出書」(別紙様式第 21 号)を作成し、変更の事実を証明する書類(登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、住民票の抄本等)を添付して、届出先の税関長に提出してください。なお、官公署が証明する書類は、変更を届出た日から3ヶ月以内に発行されたものとしてください(コピー不可)。

【変更事項】

- ① 商号、名称又は氏名及び住所
- ② 法人の場合、代表者の氏名及び住所
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 塩の特定販売を行おうとする特殊用塩の名称及び用途又は性状
- ⑤ 塩の特定販売を行おうとする特殊用塩の原産地